

広島県告示第百七十一号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和七年三月三十一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

1 小松原黒地地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 東広島市安芸津町の国土地理院二等三角点「大芝」（北緯三四度一六分二九秒五一二九、東経一三二度四七分五七秒五八三六、標高一〇一・一六メートル）

基点一 基準点から二八九度一七分一〇秒の方向一、〇五三・七一メートルの点

基点二 基点一から二三七度五四分四六秒の方向三五六・四一メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十五日

2 大芝東地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 東広島市安芸津町の国土地理院二等三角点「大芝」（北緯三四度一六分二九秒五一二九、東経一三二度四七分五七秒五八三六、標高一〇一・一六メートル）

基点一 基準点から三九度五二分四七秒の方向九八〇・八三メートルの点

基点二 基点一から九〇度〇八分四三秒の方向一七二・七六メートルの点

基点三 基点二から一〇三度五八分二二秒の方向九六・九六メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十五日

3 風早灘地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 東広島市安芸津町の国土地理院四等三角点「龍王島」(北緯三四度一七分四〇秒七六五一、東経一三二度四八分一四秒二七七四、標高二五・〇五メートル)

基点一 基準点から三二一度四六分二四秒の方向一、一三二・一六メートルの点

基点二 基点一から一一三度三三分〇五秒の方向一〇九・八一メートルの点

基点三 基点二から一九五度二八分一秒の方向七四二・五四メートルの点

基点四 基点三から二八三度二四分五八秒の方向一三七・四八メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十五日

4 木谷小宿根地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 東広島市安芸津町の国土地理院四等三角点「新柳浦」(北緯三四度一八分三〇秒六三三九、東経一三二度五〇分二四秒六三四八、標高八四・七メートル)

基点一 基準点から一八五度三七分五九秒の方向八五二・四九メートルの点

基点二 基点一から三〇八度〇八分二一秒の方向三〇七・三二メートルの点

基点三 基点二から三二一度〇九分〇六秒の方向二〇六・三三メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十五日

5 木谷本江地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 東広島市安芸津町の国土地理院二等三角点「木谷」(北緯三四度一八分三二秒一三五七、東経一三二度五一分〇三秒九六九一、標高一三七・八九メートル)

基点一 基準点から一九九度一〇分二九秒の方向一、二九四・八七メートルの点

基点二 基点一から二七九度三一分四七秒の方向二四五・四四メートルの点

基点三 基点二から三〇三度三一分〇五秒の方向二四・三三メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十五日

6 木谷二馬手地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結ん

だ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 東広島市安芸津町の国土地理院二等三角点「木谷」 (北緯三四度一八分三

二秒一三五七、東経一三二度五一分〇三秒九六九一、標高一三七・八九メートル)

基点一 基準点から一七四度二五分三二秒の方向一、四〇七・六〇メートルの点

基点二 基点一から一六一度一分〇七秒の方向二八二・六九メートルの点

基点三 基点二から一九〇度二九分〇六秒の方向一〇二・七七メートルの点

基点四 基点三から二三五度四九分〇三秒の方向二四七・〇四メートルの点

基点五 基点四から二八一度三〇分〇七秒の方向二六八・四四メートルの点

基点六 基点五から三一三度三三分一八秒の方向二六・二二メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十五日

7 吉名町楚井新開地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二を結んだ線及び基点二から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 東広島市安芸津町の国土地理院二等三角点「木谷」 (北緯三四度一八分三

二秒一三五七、東経一三二度五一分〇三秒九六九一、標高一三七・八九メートル)

基点一 基準点から一四二度五三分三六秒の方向一、五六八・二六メートルの点

基点二 基点一から二六二度五一分一六秒の方向五六四・六〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十五日

8 中野町長島地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院三等三角点「長島」 (北緯三四度一五分五

九秒一〇二六、東経一三二度五二分一七秒六八六三、標高七四・二四メートル)

基点一 基準点から二三一度二一分四六秒の方向五六一・五七メートルの点

基点二 基点一から二四四度五七分三二秒の方向九三・五一メートルの点

基点三 基点二から二六九度一〇分四四秒の方向二七・〇〇メートルの点

基点四 基点三から三五九度一〇分四四秒の方向二〇・〇〇メートルの点

(三) 指定年月日

令和七年二月二十五日